

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 1 日現在

機関番号： 14101
 研究種目： 若手研究（B）
 研究期間： 2010 ～ 2012
 課題番号： 22730138
 研究課題名（和文） 両大戦間期におけるイギリスの東アジア秩序構想と満州 1921～31 年
 研究課題名（英文） Britain's Diplomatic Policy in East Asia and Manchuria 1921-31

 研究代表者
 古瀬 啓之 (FURUSE HIROYUKI)
 三重大学・人文学部・准教授
 研究者番号： 70509174

研究成果の概要（和文）：本研究は、両大戦間期の東アジア国際秩序の解明を目的として、日中間で生じた満州問題に対するイギリスの外交政策ならびにイギリス政府の認識の考察を行った。それにあたり、当時の日本の対中政策に対するイギリス政府の対応と認識を中心に考察した。当該期の東アジア国際政治史研究には、すでに優れたものが多数存在するが、満州をめぐる日中関係に対するイギリスの認識面に関しては、管見の限り体系的に論じた研究はそれほど無く、まだ研究の余地があると思われる。なお、本研究は、主にイギリス国立公文書館における一次史料収集、その読解といった実証的な研究方法を用いて行った。

研究成果の概要（英文）：This study deals with Britain's diplomatic policy and the perception of the Manchurian problems between Japan and China to explicate the international order in East Asia in the interwar era. This research is especially concentrated on the British Government's response to Japan's foreign policy on Manchuria. There have been already many studies on the foreign relations of East Asia in the interwar era, but there is scope for further study on Britain's perception of the relations between Japan and China over the Manchuria problems. This study uses the method of empirical research, accumulating the historical materials at The National Archives in London, analyzing these materials.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：国際政治史

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：外交史・国際関係史

1. 研究開始当初の背景

近年、東アジアの秩序をめぐる議論が盛んになっている。歴史をさかのぼってみるならば、東アジアという地域で、多国間の条約という明白な形で関係各国による共通の取り

決めがなされたのは、第一次世界大戦後の 1921 年から 1922 年に開かれたワシントン会議においてである。会議で締結された諸条約は、両大戦間期の東アジア国際政治の枠組みを与え、いわゆる「ワシントン体制」が形成された。

当時の東アジアの国際秩序を「ワシントン体制」として提起したのは入江昭氏である。だが、これに対しては批判的な見解も存し、特にイギリス外交史の研究者から、イギリスの文書の中には「ワシントン体制」という言葉はなく、イギリス政府側がそうした意識を持っていたとは認められないとして、ワシントン体制の存在に関して否定的な見解を示している。

しかし、筆者は、これまでの研究から、イギリスもワシントン会議での諸条約を基とした多国間協調体制構築を目指したということを実証的に解明してきた。既存研究は、こうした点を明らかにできていないため、イギリスの東アジア政策に関する分析も、単に自国の既得権益を保護するための政策としてのみ論じる傾向にある。筆者は、イギリスの多国間協調政策という側面からイギリスの東アジア政策をとらえなおす必要があると考えている。

より具体的に言うと、イギリスは東アジア秩序において、ワシントン会議で締結された「九カ国条約」を重視していたと言える。イギリスの対中政策は、将来の中国における市場拡大という経済的観点から、強く統一し、安定した統一中国の出現を望み、「門戸開放」政策を原則としたものであり、九カ国条約はそういったイギリスの基本政策と合致した。

そして、九カ国条約が唱えた門戸開放、機会均等は、イギリスの東アジアにおける秩序構想をあらわすものでもあった。第一次大戦後、イギリスは東アジアに関し、内乱状態にあった中国の政治的基盤が確立されない限り、その地域における長期的な平和は望めないという認識をもっていた。政治的基盤の確立とは、中国が内乱から脱し、安定した統一国家になることであり、これは門戸開放政策の実行により可能になるということだった。イギリス政府によれば、分裂状態にある中国の統治能力の低さこそが、他国（日本など）による条約権利保護を名目とした武力干渉を招き、中国内の不安定化の原因であった。それを防ぐためには、まず、中国における強力な統一国家出現が第一条件となり、したがってイギリスは、中国再建へ向けた政策を対中国政策の軸としたのである。このようにイギリスは、東アジア秩序維持という観点からも、中国における門戸開放、機会均等政策を原則とした。そして、筆者は、イギリスが、ワシントン会議以降、中国での諸事件への対応に関して関係諸国と協議を行ったうえで協調政策を形成し、安全保障システムの構築を志向したという点を、これまでの研究により明らかにしてきた。

こうした背景から、筆者は「イギリス東アジア秩序構想とワシントン体制」という側面からイギリスの東アジア政策をとらえなお

す必要があると考えたのである。

2. 研究の目的

当時の東アジア国際秩序に関わる重要な国際問題は複数あるが、その中でも本研究では、両大戦間期において継続的に東アジア秩序の不安定要因となっていた満州をめぐる日中関係を、イギリスの視点から明らかにすることを目的とした。具体的には、中国の門戸開放政策を原則とするイギリスが、それに対し、どのような認識をもとに、どのように対応し、東アジア国際秩序をどのように構想したかを解明することである。

すでに満州をめぐる国際問題に関しては、クリストファー・ソーン著『満州事変とは何だったのか（上下巻）』（原書房 1994年）があり、膨大な史料に基づき、満州問題に対する英米の対応、認識を網羅的に記している。しかし、それらは必ずしも体系的に示されているわけではなく、イギリス側の政策や認識の明確な像はつかみにくい。そこで本研究では、イギリスが、日中間で生じた満州問題と、イギリスの基本政策であった門戸開放政策ならびに多国間協調政策に、どのようにして整合性を持たせ、対応し、東アジアにおける秩序を維持しようとしたのか、という点について、事件や出来事を時系列に考察して明らかにすることを目指した。具体的には、ワシントン会議、満州事変、上海事変、リットン報告書、日本の国際連盟脱退などである。それにあたっては、両大戦間期の東アジア政策に大きく関わったイギリス外交官の視点からイギリスの東アジア政策を考察した。

考察に際しては、次の二点を重視した。

まずは、イギリスの満州観と東アジア秩序構想の解明である。ここでは当該期における外交文書、を中心に分析し、イギリス外務省や政府高官の満州観の考察を行った。

次に、満州事変勃発（1931年）から日本の国際連盟脱退（1933年）までのイギリスの東アジア政策ならびに東アジア秩序に対する認識面の考察である。ここでは、満州事変、錦州爆撃事件、上海事変、満州国承認、リットン報告書、日本の国際連盟脱退といった具体的な事件についての史料調査を行った。

こうした考察における研究上の第一の目的は、まず、両大戦間期におけるイギリスの東アジア政策のさらなる解明であるが、それにより、複雑さを極める当時の東アジア国際政治の解明に貢献するものと考えている。具体的には、多国間協調による秩序維持体制構築、つまり「ワシントン体制」強化というイギリスの東アジア政策の重要な側面をさらに明らかにし、その側面を基礎として、当時の東アジア国際政治とらえなおすことによ

り、新たな当時の国際関係が示されると考えている。また、それにより、当時の関係各国のとりうる選択肢の検討の新たな材料を提供できると考えられる。

3. 研究の方法

まず、当該期の満州をめぐる国際問題を扱う二次文献、学術論文の再調査及び分析を行った。その後、外交文書等一次史料を調査、収集し、読解および分析をした。それにあたり、まずは、国内で入手できるイギリスの外交文書を分析し、その後、イギリスに渡り、イギリス公文書館の公文書の調査、収集を行い、読解、分析を行った。

平成22年度は、まず、二次文献の再調査と国内で閲覧可能な一次史料の分析を行い、ワシントン会議から満州事変前までの、イギリスの東アジア秩序構想と満州問題について考察した。そして2月から3月にかけて、イギリス国立公文書館へ向かい、現地で史料調査、ならびに史料収集を行った。

イギリスの満州認識や東アジア秩序構想に関しては、体系的に論じた先行研究はそれほど見当たらないため、本研究では、これをより明確にするためにイギリス外交官ならびに政府高官を中心として、イギリス政府の満州認識や東アジア秩序構想を中心に考察した。まず本年度においては、本研究に関わる先行研究の再調査も行った。

ワシントン会議から満州事変勃発時（1931～32年）に生じた事件に関わる史料の収集に関しては、対象となる事件は、ワシントン会議と満州事変であり、その一次史料の数は膨大なため、まず国内で閲覧可能な公刊史料（*British Documents on Foreign Affairs, Documents on British Foreign Policy*）を調査し、的を絞った上で、イギリス国立公文書館での史料収集（F0.371 ファイルの史料を中心に）にあたり、海外での史料調査の効率化を図った。またイギリス国立公文書館では、史料のデジタルカメラによる撮影が許可されているため、大量の史料収集が可能であった。史料の精読は帰国後に行った。

ちなみに、1927年から1929年までの満州問題に対するイギリスの認識に関しては、拙稿「満州をめぐる国際関係と英国」『人間環境学研究』（2009年6月）においてすでに論じている。ここでは英国の「門戸開放政策」がイギリスの満州観にも貫かれていたことを史料に基づき明らかにしており、上記拙稿は、本研究を進めるにあたり一つの足がかりとなった。

平成23年度は満州事変勃発以降（1931～1932年）の史料調査を中心に行った。

考察対象は、満州事変勃発後から上海事変前までである。これらの事件に関して、前年

度同様に、まず国内で収集可能な公刊された一次史料（*British Documents on Foreign Affairs, Documents on British Foreign Policy*）を読み込み、的を絞った上で、2月にはイギリスの公文書館での史料収集を行った。そして史料の読解、各事件の対応並びに認識面の分析を、前年度（平成22年度）までに明らかにしたイギリスの満州観を基礎として行っていった。

平成24年度も、引き続き満州事変勃発以降の史料調査と読解を行なった。対象としたのは、上海事変、日本による満州国承認、リットン報告書、日本の国際連盟脱退などである。本年度は、前年度までに収集した史料の読み込みと、2月から3月にかけてはイギリス国立公文書館で上記の事件についての史料調査ならびに史料収集を、デジタルカメラ撮影により行った。

また、本年度は名古屋で開催された小規模な研究会において本研究課題に関する研究発表を行い、第三者の意見を求めた。研究会においては、本課題の研究を進めるにあたり、参加者より有益な意見をいただいた。

4. 研究成果

国内での文献、史料調査と、3度にわたるイギリス公文書館での史料調査、収集により、イギリスの東アジア秩序構想、そして満州をめぐる日中関係に対するイギリスの認識がより明らかになった。

まず、イギリスの東アジア秩序構想全般であるが、1921年11月のワシントン会議開催を迎えるにあたり、イギリス政府内において第一次世界大戦後の東アジア秩序が論じられた。そこでは、中国における列強諸国間、そして中国自身との間の新たな関係が示され、「競争」から「協調」へという考えが共有されていた。イギリスは、第一次世界大戦後の東アジアにおいては、新四国借款団の枠組みを拡大することが必要と考え、それまでの勢力圏争いから、中国を場とした多国間協調関係の構築が東アジアの平和と安定には不可欠であるとした。新四国借款団とは、中国への借款はすべてこの借款団を通して多国間で行わなければならないとするものであり、当時の日本の動きを警戒したアメリカ政府によって提案され、一九二〇年に米英日仏の四カ国で形成されたものである。日本は、新四国借款団参加の条件として、東部内モンゴと南満州の両地域を借款団の対象から全面的に外すいわゆる「概括主義」の承認を要求したが、英米に受け入れられず、その後、条約や取り極めに基づく「列記主義」の方法で、当該地域における日本の既得権益を借款団の対象外とする方針に転じた。そして、この方式は英米に承認された。同時にそれは日本

の「満蒙特殊権益」を米英が認めたことを意味するのであり、具体的には、満鉄本支線および付属鉱山、吉長鉄道、新奉鉄道などにおける諸権益であった

イギリスは、大戦後の東アジア秩序におけるポイントは、日本の対中国政策にあるとして、第一次世界大戦中に日本が示した対華21か条要求などの対中国積極政策を東アジア秩序の不安定要因として問題視した。そこで、イギリスは四国借款団で示された中国における門戸開放、機会均等の原則、行政的領土的保全の原則が日本、中国を含め関係諸国間に共有されることが東アジア秩序には重要であると考えた。

また、東アジア秩序の不安定要因は、中国自身の弱さ自身にもあるとして、内乱状態にあった中国を、財政面を中心に援助して、統一国家として強化していくことが必要であると構想した。中国自身をある程度強い国家にすることにより、日本などの列強が、中国に進出し、支配できないようにすることが東アジアの平和につながると考えたのであった。そして、この中国強化は、日本を含めた列強諸国の「協調」により達成されるべきとした。その第一歩が先に挙げた新四国借款団である。したがって、イギリスは東アジアにおける協調体制が重要と考えたのだった。

このようにイギリスは、東アジアにおいて、列強諸国の勢力圏争い脱却、門戸開放、列国協調体制を重視していた。だが一方で、先述のように、日本は満蒙における勢力圏を主張していた。この問題に対して、ワシントン会議に際し、イギリスはどのように対処しようとしたのだろうか。

ワシントン会議においても、イギリスは、新四国借款団のラインで、日本の満蒙特殊権益を認めようとした。それは、日本の対中国拡大政策を満洲、東部内蒙古地域にとどめておくことが得策であるとの考えによるものでもあった。実質的に日本の勢力圏を認めるこうしたイギリスの考えは、揚子江流域のイギリス権益の存在とともに、列強による勢力圏の設定、つまり帝国主義政策の容認、継続と捉えられがちであるが、第一次世界大戦後のイギリスの対中国政策は、あくまでもその転換を目的とした「門戸開放」政策なのであった。それは、先述の通りイギリスの東アジア秩序構想の軸となっていたのだった。そして、この考えは、ワシントン会議で締結された九カ国条約締結につながっていく。九カ国条約では、中国における門戸開放、機会均等、領土的行政的保全の原則が、中国を含めた多国間で共有された。したがって、九カ国条約とイギリスの東アジア秩序構想とは密接に関連するものなのであった。当該期東アジア国際秩序に関しては、日英同盟を廃止した四国条約や、海軍比率を定めた五国条約が中心

に取り上げられることが多いが、九カ国条約こそがイギリスの東アジア秩序構想の基軸だったのである。

だが、門戸開放原則をイギリスの東アジア秩序の基軸としようとする際、イギリス政府においては、その問題点が認識されていた。それは「門戸開放」という言葉の定義である。

イギリス外務省によれば、門戸開放の表す範囲は、一九世紀末にアメリカのジョン・ヘイによって宣言された当時よりも、第一次世界大戦後にはより広範囲のものとなったという。ジョン・ヘイ自身が「門戸開放」によって言及したのは、限定的で、非常に具体的かつ容易にコントロールしやすい基準に関することであって、例えば、関税や航行における非差別、そして鉄道における同一運賃などというものであった。しかし今や「門戸開放」は、一八九九年当時にはほとんど考えられなかった「平和的経済進出」という新しい事態に対処しなくてはならなくなった。そしてここで問題となるのは、「門戸開放」の原則が、現段階では「経済進出」について明確な基準を持っていないことである。したがって、イギリス政府によれば、確かに門戸開放政策が適用されれば極東の危機は乗り越えられるが、その具体的な方法を示すのは難しいのであって、それは単に条約の締結だけで解決するものではなかった。門戸開放の原則が条約上確認されても、「平和的経済進出」においてどのケースが門戸開放の原則に合致するのか反するのか、その判断基準は明確ではなく、中国において「門戸開放」をいかに効果的に実現させていくかという困難な課題が残されている、と考えたのであった。

このように、イギリス外務省は、門戸開放原則の対象が拡大したことを認識した上で、それに基づく、「平和的経済進出」に対するより具体的な判断基準ならびに政策形成が、東アジアの平和には必要であると考えたのだった。「経済進出」に関してイギリスが懸念した国は日本である。日本の対満州政策がイギリスの考える門戸開放原則において、どの点において合致し、合致しないと判断されたかは興味深いところであるが、先述の通り、イギリスは、新四国借款団で容認された日本の満蒙特殊権益の維持であれば、イギリスの門戸開放政策と共存し得ると考えていた。

以上の点は、拙稿「イギリスとワシントン会議一九二一—一九二二 九カ国条約を中心に(一)」(『三重大学法経論叢』第30巻2号 2013年3月)において明らかにしたところである。本論稿では、ワシントン会議開催前までを取り扱ったが、後編となる会議開催後についての論稿も、近日中に公表予定である。

また本論稿については、名古屋大学での小規模な研究会(3月8日開催 政治外交思想

史研究会)において口頭発表を行い、参加者から有益な意見をいただいた。その上で、次のような課題が新たに明らかになった。先に挙げたようにイギリスは門戸開放政策を東アジア政策の基軸としていたが、日本の満蒙権益においてどこまでが容認でき、容認できないのかを、より具体的な権益問題に即して分析すべきという点である。これには、満蒙における日本の鉄道権益と炭坑権益が取り上げるべき対象として挙げられる。今後はイギリスの「門戸開放」と満州の問題をより明らかにするために上記権益についてのイギリスの認識とイギリス自身の権益との比較考察を一つの課題として取り組んでいきたい。

1931年満州事変以降については、イギリス公文書館で収集した史料の読解を継続中である。またイギリスでの史料調査により、膨大な数の史料を収集できたことは本課題の考究に大変有意義であった。当該期の史料全体を読通し、その全体像を分析して公表するにはもう少し時間が必要であるが、ここでは現時点で明らかになった考察すべき点について述べたい。

20年代を経て、30年代に至って東アジアにおいては、ワシントン会議前にイギリスが懸念したように、日本の対中積極姿勢が明らかになった。そしてワシントン会議開催時と異なり、中国ナショナリズムが進展し、国民党による国家統一により、日中間では満州をめぐる対立が深まった。そして31年9月18日満州事変が勃発した。満州事変以降もイギリスは、東アジアにおいて門戸開放の原則を軸に、秩序崩壊を防ごうとした。これまでの史料調査では、満州事変以降のイギリスの東アジア政策において、注目すべき点として、上海事変以降のランプトン駐華公使による領事館会議での取り組みが挙げられる。ここでは、上海事変の解決に向けランプトンが尽力したが、その解決は満州問題にも大きく関係してくるため、その解決の過程と方法についての考察は、イギリスの東アジア政策の解明には重要と考えられる。本件については継続して研究を行っている。

また、満州事変以降、イギリスにおいては満州におけるロシアの存在について頻繁に言及している。イギリスが、満州地域における秩序において、ロシアをどのように捉えていたのかという点も、イギリスの東アジア秩序構想を明らかにするには重要である。この点についても現在、史料に基づく調査、分析を継続している。

以上が現在までのところ明らかになった取り組むべきポイントである。

ところで、本研究を行うにあたり、方法面での変更があったことについて述べたい。当初の計画では、本課題を行うあたりマイル

ズ・ランプトン駐華公使個人の認識面を中心として考察していく予定であったが、史料調査を行うにつれて、ランプトン個人だけを取り上げるという方法では、当該期の満州をめぐる東アジア秩序とイギリスの東アジア秩序構想の全体像を捉えることは難しいという結論に至った。そこでよりひろくイギリス外務省や政府高官の見解も扱うことにした。したがって、イギリス政府において東アジアに関わった政策策定者によるその時々の見解を分析するという方法により、当該研究を行った。

最後に、今回の研究課題について行った調査、分析、考察については、今後順次論文として公表していく予定である。まずは、ワシントン会議についての研究論文の後編を公表し、その後は満州事変と上海事変、そして日本の満州国承認から国際連盟離脱まで、といった内容で順次公表していく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1件) 査読無し

古瀬 啓之「イギリスとワシントン会議一九二一—一九二二 九ヵ国条約を中心に」『三重大学法経論叢 30巻 第2号』PP.21-30,2013年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古瀬 啓之 (FURUSE HIROYUKI)

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号： 70509174